

旭川市内部統制基本方針

本市の事務に関する内部統制を推進し、もって市民の市政に対する信頼の維持及び質の高い市民サービスの継続的かつ安定的な提供に寄与するため、地方自治法第 150 条第 2 項に基づき、旭川市内部統制基本方針（以下「本方針」という。）を定め、本方針のもと、適正な事務処理を確保し、市民から信頼される市役所の確立に取り組んでいきます。

第1 目的

次に掲げる目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

効率的かつ効果的に業務を遂行するため、リスクを把握し、その影響を最小限に抑えるための対応策を実施することで、適正な事務の管理・執行に取り組みます。

(2) 報告の信頼性の確保

財務報告及び非財務報告の信頼性を確保するため、会計事務などのリスクを把握しつつ、ルールを適切に運用します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」に基づき、市民に信頼される公平公正な職務の執行に向け、職員一人ひとりが業務に関わる法令等を遵守します。

(4) 資産の保全

市が保有する資産の適正な管理と効果的な利活用を図るため、資産の取得、使用、処分等を正当な手続及び承認のもとに行います。

第2 対象事務

対象事務は、財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要がある事務とします。

第3 他執行機関等における内部統制について

公営企業や行政委員会における内部統制についても、本方針に基づき、取組を進めてまいります。

令和 7 年 4 月 4 日

旭川市長 今津 寛介